

公開用

令和3年6月定例会

## 春日部市教育委員会会議録

令和3年6月24日

春日部市教育委員会

I 期 日 令和3年6月24日 木曜日  
II 場 所 春日部市教育センター 2階 視聴覚ホール  
III 開 会 13時35分  
IV 閉 会 14時05分

V 教育長及び出席委員

教育長 鎌田 亨  
教育長職務代理者 金森 良泰  
教育委員 水沼 章文  
教育委員 岡田 新司  
教育委員 秋山 早苗

VI 説明のための出席者

【学校教育部】

学校教育部長 大川 裕之  
学校教育部学務指導担当部長 舘野 俊之  
学校教育部次長兼学校総務課長 篠原 直樹  
学校教育部学務指導担当次長兼指導課長 大野 明彦  
学務課長 村田 政彦

【社会教育部】

社会教育部長 関口 信義  
社会教育部次長兼社会教育課長 神谷 司  
社会教育部参事兼社会教育課生涯学習推進担当課長兼  
視聴覚センター所長 木舟 宏美  
文化財保護課長 中野 達也

VII 書記

学校総務課 総務担当主幹 西川 宏之  
学校総務課 総務担当主査 林 亮平

VIII 署名委員の指名

金森委員

## IX 会議に附した議案

- 議案第28号 春日部市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
- 議案第29号 春日部市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱について
- 報告第15号 春日部市学校給食連絡協議会委員の委嘱について
- 報告第16号 春日部市学校給食費公会計化庁内検討委員会設置要綱の制定について
- 報告第17号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校評議員の  
委嘱について
- 報告第18号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校運営協議会委員の  
任命に係る専決処理について
- 報告第19号 春日部市視聴覚センター専門委員会委員の任命について
- 報告第20号 令和3年6月春日部市議会定例会について

## X 議題及び議事の概要

鎌田教育長

それでは、ただいまから6月定例教育委員会を開会いたします。

はじめに、本日の会議録署名委員を指名します。金森委員、お願いします。

前回会議録（案）については、事務局より各委員に事前に配布しています。質疑等があれば、お聞かせ願います。

[「ごさいません」と言う人あり]

鎌田教育長

事前に配布した会議録（案）のとおりでよろしいですね。

[「はい」と言う人あり]

鎌田教育長

前回会議録は、事前に配布した会議録のとおり承認されました。それでは事務局、会議終了後、前回署名委員の署名をいただいでください。

それでは議事に入ります。

はじめに、議案第28号 春日部市学校給食センター運営委員会委員の委嘱についてを議題とし、説明を求めます。

村田課長、お願いします。

村田学務課長

議案第28号、春日部市学校給食センター運営委員会委員の委嘱につきまして、提案理由及びその内容について、説明申し上げます。

議案書1ページを、ご覧ください。

提案理由でございますが、春日部市学校給食センター運営委員会委員の任期満了に伴い、春日部市学校給食センター条例第9条第1項の規定に基づき、委員を委嘱したく提案するものでございます。

春日部市学校給食センター運営委員会は、学校給食センターの運営に関する必要な事項について、審議並びに調査、研究を行う組織でありまして、小学校の校長1人、中学校又は義務教育学校の校長1人、PTAの代表者7人以内、学識経験者2人の11人以内の委員をもって組織するものでございます。

議案書の2ページをご覧ください。

春日部市学校給食センター運営委員会委員の候補者名簿でございます。

名簿番号1番及び2番は、小学校、中学校及び義務教育学校の校長代表として、小・中学校の校長会から推薦をいただいた候補者でございます。

名簿番号3番から9番は、各学校のPTAから推薦をいただいた候補者でございます。

また、名簿番号10番と11番は、学識経験者として、教育の分野において幅広い知識

と経験を有する2名を候補者として推薦するものでございます。合計11名について委員の委嘱を行うものでございます。

委員の任期につきましては、学校給食センター条例第10条第1項の規定によりまして、令和3年7月1日から令和5年6月30日までの2年間とするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第28号 春日部市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[ 賛成者挙手 ]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第28号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第29号 春日部市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱についてを議題とし、説明を求めます。

中野課長、お願いします。

中野文化財保護課長

議案第29号、春日部市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱につきまして、その提案理由および内容につきまして説明申し上げます。

お手元の議案書3ページをお開き願います。

提案理由でございますが、春日部市文化財保存活用地域計画協議会を新たに設置したことに伴いまして、春日部市文化財保存活用地域計画協議会条例第3条の規定に基づき委員を委嘱したく、提案するものでございます。

文化財保存活用地域計画協議会委員につきましては、条例第3条第1項で、委員は10人以内をもって組織し、第2項では教育委員会が委嘱、または任命することになっております。委員の構成につきましては、文化財保護法により、まちづくりや観光振興など、文化遺産の多面的な活用が本計画で求められておりますことから多様な領域にわたる委員構成となっております。

続きまして議案書4ページをご覧ください。候補者名簿を掲載しております。

10名の候補者の方々は、いずれも新たに委嘱、または任命することとなりますが、名簿番号1番の河野様は1号委員として市の教育委員会指導課から、2番の北川様は2号委員として埼玉県教育局文化資源課から、3番、4番は3号委員の文化財の所有者からとな

り、多田様は天然記念物の所有者、清水様は伝統芸能の継承者でございます。

5番から7番は4号委員の学識経験者として、田中様は文化財領域、橋本様は観光領域、佐々木様は都市計画領域のご専門ということで選出しております。8番、9番は5号委員の各種団体からの選出となり、筒野様は商工会議所から、熊崎様は観光協会からの選出となります。10番の榎本様は6号委員として、公募に応じた市民でございます。4月1日から4月30日までの募集に応募いただき、書類選考と面接の結果、候補者として選出したものでございます。

任期につきましては、令和3年7月1日から令和5年6月30日までの2ヵ年となります。

よろしく、ご審議のほど、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第29号 春日部市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[ 賛成者挙手 ]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第29号は、原案どおり可決と決しました。

以上で、議案の審議を終了し、報告に移ります。

はじめに、報告第15号 春日部市学校給食連絡協議会委員の委嘱についてを議題とし、説明を求めます。

村田課長、お願いします。

村田学務課長

報告第15号、春日部市学校給食連絡協議会委員の委嘱につきまして、報告いたします。議案書5ページを、ご覧ください。

春日部市学校給食連絡協議会は、自校に給食調理場を有する小学校18校、中学校9校における、学校給食の効率的な運用を図るため設置している協議会でございます。

このたび、委員の任期満了に伴い、春日部市学校給食連絡協議会規則第3条第4項の規定に基づき、19名の委員を新たに委嘱したものでございます。

議案書の6ページをご覧ください。

春日部市学校給食連絡協議会委員の名簿を掲載しております。

委員長につきましては、同協議会規則第3条第2項の規定により学務指導担当部長、副

委員長につきましては、同協議会規則第3条第3項の規定に基づき、小学校長会長、中学校長会長を以って充てると規定されております。

各委員につきましては、同協議会規則第3条第4項の規定により、名簿番号4番から8番は、小学校長会及び中学校長会から推薦された校長5名、名簿番号9番、10番は教頭会から推薦された教頭2名、名簿番号12番から14番は、学校給食栄養士研究会から推薦された学校栄養職員、栄養士3名、名簿番号15番、16番は、PTA連合会から推薦されたPTAの代表者2名、名簿番号17番から19番は教育委員会事務局として、学校教育部長、指導課長、学務課長を委員とするものでございます。

任期につきましては、令和3年6月1日から令和5年5月31日までとするものです。

報告第15号につきましては、以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第16号 春日部市学校給食費公会計化庁内検討委員会設置要綱の制定についてを議題とし、説明を求めます。

村田課長、お願いします。

村田学務課長

報告第16号、春日部市学校給食費公会計化庁内検討委員会設置要綱の制定について、報告いたします。

はじめに、要綱の内容等について説明する前に、学校給食費の公会計化の経緯、目的について説明させていただきます。

報告第16号の参考資料として添付してありますA4用紙1枚の学校給食費の公会計化についてをご覧ください。

公会計化の経緯ですが、学校を取り巻く環境が複雑、多様化し、教職員の労働環境改善が課題となっている中で、令和元年7月文部科学省より、学校給食費の徴収、管理業務を地方自治体自ら行うことを基本とする学校給食費徴収、管理に関するガイドラインが示されました。

本市では現在、センター調理方式の庄和地域は一部公会計、自校調理方式の春日部地域は私会計で実施しているところです。

庄和地域においても公会計の形態をとってはいますが、給食費の徴収には学校職員がかかわっており、春日部地域においては給食費の徴収や管理、給食食材の購入、支払いを全て学校職員が行っており、学校現場の業務負担の一因となっているところです。

このような学校現場の状況と国からガイドライン示されたことを受け、公会計化のメリットである、学校給食の安定的な運営、学校現場の負担軽減、保護者の利便性向上、給食費の徴収、管理業務の効率化、給食費会計の透明性が図れることなどを総合的に勘案し、

令和5年度から公会計処理で実施することを決定したところでございます。

本年度より公会計化に向けた準備を進めているところで、今後資料の裏面に掲載した組織で各種課題を整理し、予算、人員の確保等を順次進めていく予定でございます。

それでは、春日部市学校給食費公会計化庁内検討委員会設置要綱の制定について説明申し上げます。

議案書の7ページをご覧ください。

はじめに、本要綱の制定理由ですが、学校給食費の公会計化を進めていくため、関係部署との協議、調整を行う組織を設置するにあたり、必要な事項を定めるため本要綱を制定したものでございます。

続きまして、要綱の内容について説明申し上げます。

議案書の8ページ、9ページをご覧ください。

本要綱は、第1条から第8条までの全8条で構成しているものでございます。

第1条は、本検討委員会の設置目的を規定するものです。第2条は、検討委員会の所掌事務を規定するものです。第3条及び第4条は、検討委員会の組織構成と委員長、副委員長の役割を規定するものです。第5条は、会議の開催方法等について規定するものです。第6条は、委員以外からの意見聴取について規定するものです。第7条は、当委員会の庶務は学務課において処理することを規定するものです。第8条は、この要綱に定めのない必要事項については、本委員会において定めることを規定するものです。

附則につきましては、この要綱の施行期日を教育長決裁のあった日とするもので、令和3年6月10日より施行しているところでございます。

報告第16号につきましては、以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第17号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校評議員の委嘱についてを議題とし、説明を求めます。

大野課長、お願いします。

大野学務指導担当次長（兼）指導課長

報告第17号、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校評議員の委嘱について、ご報告を申し上げます。

議案書10ページをご覧ください。

春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則及び春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校学校評議員要綱の規定に基づき、各小学校長、中学校長から推薦がありました方々を学校評議員として委嘱するものでございます。

議案書11ページから18ページが学校評議員名簿となっております。



ここで、お名前の訂正が2点ございます。1点目は、11ページ、内牧小学校の5番目の丸鶴寛子様を若山寛子様にご訂正ください。2点目は、14ページ、武里西小学校の2番目の両角寶様のお名前の漢字は實でございます。

大変申し訳ございません。

市内29校142名の方々を学校評議員として委嘱しております。

以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第18号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校運営協議会委員の任命に係る専決処理についてを議題とし、説明を求めます。

大野課長、お願いします。

大野学務指導担当次長（兼）指導課長

報告第18号、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校運営協議会委員の任命に係る専決処理について、ご報告を申し上げます。

本案件については、春日部市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条により、教育委員会の会議における議案となる案件でございますが、同第3条により教育長が専決処理を行なったものでございます。

議案書19ページをご覧ください。

春日部市学校運営協議会規則の規定に基づき、各小学校、中学校、義務教育学校長から推薦がありました方々を学校運営協議会委員として任命するものでございます。

議案書20ページから22ページが学校運営協議会委員名簿となっております。

市内5校67名の方々を学校運営協議会委員として任命しております。

以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

水沼委員

学校評議員と学校運営協議会委員につきましては、昨年10月の定例教育委員会の際に説明を頂戴いたしました。

今一度、学校評議員と学校運営協議会委員についての説明をお願いできますでしょうか。

鎌田教育長

大野課長、お願いします。

大野学務指導担当次長（兼）指導課長

学校評議員についてでございますが、校長の求めに応じて、学校運営に関する意見を述べるのが役割となっております。

これに対して学校運営協議会委員につきましては、学校の運営に関する基本的な方針について承認すること、また、教育委員会や校長に対し意見を述べること等が大きな役割としてございます。

以上でございます。

鎌田教育長

補足となりますが、まず法的な裏付けが、学校教育法なのか地方教育行政の組織及び運営に関する法律なのかという違いがございます。

また、学校評議員は、1人1人の評議員が個々に意見を申し出ることができますが、各学校においては、会議を開いて、一堂に集めて、そこで御意見をいただいているもので、特にこれについて意見を申し出ることに関する取り決めはありません。

一方、学校運営協議会は、組織としてその中で経営方針や、時には人事に関することについても意見を申し述べる権限と責任を有しております。

今のところ、今年度5校、令和4年度に15校、令和5年度には市内34校全ての学校で設置を学校運営協議会、コミュニティスクールの設置を予定しておりますので、コミュニティスクールに移行した学校については、学校評議員制度は無くなるということになります。

この情報につきましては、また更に分かりやすいように具体例を挙げながら説明する機会を設けたいと思いますので、担当課においては準備をお願いします。

水沼委員

よろしくどうぞ。

鎌田教育長

他にはありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第19号 春日部市視聴覚センター専門委員会委員の任命についてを議題とし、説明を求めます。

木舟課長、お願いします。

木舟社会教育部参事（兼）社会教育課生涯学習推進担当課長（兼）視聴覚センター所長  
議案書の23ページをご覧ください。

報告第19号、春日部市視聴覚センター専門委員会委員の任命につきまして報告いたします。

春日部市視聴覚センター専門委員会規程に基づきまして、24ページの名簿に記載の方々に委員を任命いたしました。

視聴覚センター専門委員会は、視聴覚教育の効率的な運営を図るために設置され、教材作成部会、学習情報部会、教材選定部会の3つの部会により構成されています。

名簿の18番から21番の教材選定部会につきましては、他の部会と兼務となっておりますので、実際の委員の人数は17名でございます。

なお、委員の任期は令和4年3月31日まででございます。

今後、7月に全体会を行い、その後、部会ごとの活動をしていただき、成果につきましては年度末に報告をさせていただきます。

報告第19号につきましては、以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第20号 令和3年6月春日部市議会定例会についてを議題とし、説明を求めます。

篠原課長、お願いします。

篠原学校教育部次長(兼)学校総務課長

報告第20号、令和3年6月春日部市議会定例会について、報告いたします。

議案書26ページをご覧ください。

会期は、5月28日から6月17日までの21日間でありました。

提出議案のうち、教育委員会関係の議案は、議案第34号及び38号の2件であり、原案のとおり可決されました。

次に、一般質問では、27人の議員から質問があり、このうち教育委員会関係につきましては、10人の議員から質問がございました。

質問項目につきましては、お示しのとおりでございます。

以上、報告いたします。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

岡田委員

一般質問の4番、並木議員の質問、こちらは指導課だけで答弁なさったのですか。指導課だけで答弁する話では無いと思いますし、どのような答弁内容であったか、分かる範囲

で教えてください。

鎌田教育長

館野部長、お願いします。

館野学務指導担当部長

生理用品無償配布と公共施設トイレに設置をとということで、主な答弁担当部署は市民生活部と福祉部でございました。

その中、最後の質問で、市内小学校、中学校及び義務教育学校ではいかがだろうかという質問に対しまして、指導課が担当して答弁いたしました。

大きなテーマとしては、今年の最初あたりに生理の貧困という話題になり、なかなか生理用品が買えない、手に入らないという所で、公共施設、自治体の方で何とか手立てはできないか、他の自治体で取り組んでいる所もあり春日部市としてはいかがなものだろうかというものでした。

これに対しましては、大変ナーバスな問題であり、慎重に対応していきたいと答弁しております。

なお、市内の小学校、中学校及び義務教育学校においては、現時点で保健室での配布を行っております。こちらについては引き続き行っていきたいと答弁をさせていただきました。

以上でございます。

鎌田教育長

私から補足いたしますと、並木議員からは、生理の貧困ということだけではなく、女性にとってはトイレットペーパーと同じように日常的に必要なものであるので、トイレに常に置いておき、気兼ねなく利用できるようにすべきであるだろうということでした。

また、並木議員の他にも荒木議員から、生理の貧困ということで、各公共施設のトイレに誰でも利用可能な生理用品を設置すべきとのご意見をいただきました。

なお、先ほど館野部長から、学校につきましては保健室で配布していると、説明いたしました。ただ配布をしているのではなく、足りなくなってしまう等、子どもから申し出があった場合に、養護教諭が会話をしながら子どもと向き合っており、基本的には今後も保健室の方で対応してまいりますと答弁をいたしました。

県立学校でトイレに設置する、他市では取り組みを開始したという話もございますが、本市としましては、今後、研究していくテーマであると捉えていると答弁したことを補足させていただきます。

岡田委員

ありがとうございました。

鎌田教育長

他にはありませんか。

[「ごさいません」と言う人あり]

鎌田教育長

以上で、報告を終了します。

それでは、次回教育委員会の日程をお願いします。

大川学校教育部長

7月定例会につきましては、7月15日、木曜日、午後1時30分から、教育センター2階視聴覚ホールでの開催を予定しております。

以上です。

鎌田教育長

以上で、6月定例教育委員会を閉会いたします。